

Press Release

平成25年6月20日
岩手労働局
宮古労働基準監督署
釜石労働基準監督署
大船渡労働基準監督署
発表

宮古労働基準監督署		
(担当)	署長	澤田 秀幸
	監督課長	田中 仁
(電話)	0193-62-6455	
釜石労働基準監督署		
(担当)	署長	川上 明
	監督課長	関川 晃
(電話)	0193-23-0651	
大船渡労働基準監督署		
(担当)	署長	吉川 雅夫
	監督課長	飯野 洋司
(電話)	0192-26-5231	

建設工事現場に対する監督指導結果（平成24年度）について

～ 宮古・釜石・大船渡の各労働基準監督署が建設工事現場に対して重点的な監督指導を実施 ～

沿岸3署では、建設工事現場に係る労働災害防止を重点課題として、平成24年度（平成24年4月～平成25年3月）に、建設工事現場に対して重点的に監督指導を実施しました。取組結果の詳細は、別紙「建設工事現場に対する監督指導結果の概要」のとおり、監督指導を実施した569事業場のうち、472事業場（違反率83.0%）において何らかの労働安全衛生法違反が認められたところです。

また、主要事項別の違反内容をみると、①墜落防止措置（足場）に係る違反261件、②墜落防止措置（作業床等）に係る違反173件、③元請事業者の講ずべき措置に係る違反137件などとなっており、とりわけ重篤な労働災害となりやすい高所からの墜落防止措置に係る法違反が多いことから、墜落防止対策の徹底が求められるとともに、元請事業者として安全管理を徹底することが求められるところです。

宮古・釜石・大船渡の各労働基準監督署（以下「沿岸3署」という。）の管内では、東日本大震災に伴う復旧・復興工事が本格化しているところですが、その一方で、建設事業者、技術者や技能労働者等の人材、セメント等の資材及び宿泊施設が不足する問題が顕在化しており、これらを要因とした労働災害の増加が懸念されるところです。

沿岸3署では、このような状況を踏まえ、今後とも、引き続き、建設工事現場に対する重点的な監督指導を実施するとともに、重大かつ悪質な事案については司法処分

も含め厳正に対処することにより、現場の安全管理を徹底させ、建設工事現場における労働災害の防止を図ることとしております。

さらに、関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等が連携して労働災害防止に向けた取組を推進させることが効果的であることから、今回の監督指導結果を受けて、労働災害防止対策の徹底について、発注機関・労働災害防止団体に対して要請を行うこととしております。

※ 建設業労働災害防止協会及び木建災害防止協議会等に対しては、沿岸3署の各労働基準監督署長が要請書を手交することとしております。

(1) 宮古労働基準監督署

6月21日(金)15時00分、於：宮古労働基準監督署

(2) 釜石労働基準監督署

①6月21日(金)11時00分、於：建設業労働災害防止協会釜石支部

②6月21日(金)14時00分、於：建設業労働災害防止協会遠野支部

(3) 大船渡労働基準監督署

①6月21日(金)10時30分、於：気仙高等職業訓練校

②6月24日(月)10時00分、於：大船渡労働基準監督署

建設工事現場に対する監督指導結果の概要

1 宮古・釜石・大船渡の各労働基準監督署（3署合計）の監督指導状況

建設工事業者 569 事業場に対して監督指導を実施した結果、83.0%の 472 事業場において何らかの労働安全衛生法違反が認められました。

このうち、危険な箇所への立入禁止や危険な作業の停止といった使用停止等命令を 97 事業場に対して行いました。（表 1 参照）

表 1 監督指導実施結果

	合 計	宮古署	釜石署	大船渡署
監督実施事業場数	569	195	168	206
法違反事業場数	472	177	122	173
違 反 率	83.0%	90.8%	72.6%	84.0%
使用停止等命令 交付事業場数	97	20	15	62

2 主要事項別の違反状況

主要事項別にみると、多い順に、①墜落防止措置（足場）に係る違反 261 件、②墜落防止措置（作業床等）に係る違反 173 件、③元請事業者の講ずべき措置に係る違反 137 件、④通路等に係る違反 109 件、⑤建設機械災害防止措置に係る違反 96 件、⑥作業主任者の選任等に係る違反 85 件となっており、とりわけ重篤な労働災害となりやすい墜落防止措置に係る法違反が多い状況となっております。（表 2 参照）

表 2 主要事項別違反件数

	合 計	宮古署	釜石署	大船渡署
墜 落 防 止 措 置（足 場）	261	154	36	71
墜 落 防 止 措 置（作 業 床 等）	173	36	35	102
元 請 事 業 者 の 講 ず べ き 措 置	137	51	31	55
通 路 等	109	32	28	49
建 設 機 械 災 害 防 止 措 置	96	43	22	31
作 業 主 任 者 の 選 任 等	85	26	14	45

機械の規格・安全装置	22	14	2	6
呼吸用保護具	20	14	5	1
その他	68	31	17	20

※法違反件数は、1つの事業場で複数の違反があるため、法違反事業場数と一致しない。

3 主な違反の事例

主な違反の事例としては、次のようなものがありました。(表3参照)

表3 主な違反事例

事 項	主な違反事例
墜落防止措置 (足場)	<ul style="list-style-type: none"> 足場における高さ2メートル以上の作業場所には、手すり、中さん等、足場の種類に応じた墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていた。 違反の指摘を受け、事業者は、高さ2メートル以上の足場に、手すり等を設置し、墜落防止措置を講じるとともに、手すり等の点検整備体制を確立する観点から、点検責任者を指名した。
墜落防止措置 (作業床等)	<ul style="list-style-type: none"> 高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等には、囲い、手すり、覆い等の墜落防止措置を講じなければならないが、これを怠っていた。 違反の指摘を受け、事業者は、高さ2メートル以上の作業床等の端に、手すり等を設置し、墜落防止措置を講じるとともに、手すり等の点検整備体制を確立する観点から、点検責任者を指名した。
元請事業者の講ずべき措置	<ul style="list-style-type: none"> 元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)等が法令に違反しないように必要な指導を行わなければならないが、これを怠っていた結果、関係請負人に違反が認められた。 違反の指摘を受け、元方事業者は、緊急に関係請負人を集め、法令に違反しないよう指導するとともに、安全衛生パトロールを実施するなどして関係請負人が法令に違反していないかの確認を行った。
通 路 等	<ul style="list-style-type: none"> 作業場に通じる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、これを有効に保持しなければならないが、これを怠っていた。 違反の指摘を受け、事業者は、安全な通路を設けるとともに、これを表示することにより、労働者の使用を徹底させた。

<p>建設機械災害防止措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車両系建設機械又は移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、あらかじめ作業計画等を定め、当該作業計画により作業を行わさせなければならないが、これを怠っていた。 違反の指摘を受け、事業者は、車両系建設機械又は移動式クレーンの能力等に応じた作業計画等を作成し、これに基づき作業を行い転倒等の災害防止措置を講じた。 ・ 車両系建設機械（バックホウなど）又は移動式クレーンを用いて作業を行う場合には、運転中の車両系建設機械又は移動式クレーンに労働者が接触することを防止するために、立入禁止措置等を講じなければならないが、これを怠っていた。 違反の指摘を受け、事業者は、車両系建設機械の周囲にカラーコーンを設置し、車両系建設機械の周囲・作業半径内への立入禁止措置を講じた。
<p>作業主任者の選任等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高さ5メートル以上の足場の組立て等の作業を行う場合には、足場の組立て等作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項（作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況の監視等）を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を履行させなければならないが、これを怠っていたこと。 違反の指摘を受け、事業者は、有資格者のうちから、足場の組立て等作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる職務を記載したボードを朝礼場所に掲示し、関係労働者に周知を行うとともに、当該作業主任者にその職務を行わせた。 (※) 木造建築物の組立て等作業主任者（軒の高さが5メートル以上の木造建築物の組立て等の作業を行う場合）についても、上記と同様の状況が認められたことから、所要の措置を講じさせている。
<p>機械の規格・安全装置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令に基づき安全装置が設けられた機械については、安全装置が有効な状態で使用されるよう点検及び整備を行わなければならないが、これを怠っていた。 違反の指摘を受け、事業主は、安全装置の機能を失っていた機械を修復するとともに、関係労働者に安全装置を取り外さないよう指導を行った。
<p>呼吸用保護具</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属をアーク溶接する作業等、粉じんの発生する作業においては、呼吸用保護具を使用させなければならないが、これを怠っていた。 違反の指摘を受け、事業主は、関係労働者に呼吸用保

	<p>護具を使用させるとともに、呼吸用保護具の使用及び保守管理を徹底するため、点検責任者を指名した。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石綿障害予防措置 <p>石綿（アスベスト）が使用されている建築物の解体作業等においては、あらかじめ作業計画を定めるほか、関係労働者に対して、当該業務に関する衛生のための特別な教育等を実施しなければならないが、これを怠っていた。</p> ・ 感電防止措置 <p>アーク溶接機の充電部分には、感電防止のための覆いを設けなければならないが、これを怠っていた。</p> ・ 保護帽の着用 <p>物体が落下する恐れのある場所では、保護帽（ヘルメット）を着用させなければならないが、これを怠っていた。</p> <p>上記の違反の指摘を受け、事業者は、所要の措置を講じ、安全な状態に保持した。</p>